

千葉県アレルギー疾患対策推進計画の これまでの取組と方向性について

令和5年2月7日（火）

令和4年度第2回千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会

千葉県アレルギー疾患対策推進計画について（現行計画）

【背景】

- ・乳幼児から高齢者まで**国民の約2人に1人がアレルギー疾患に罹患**しているとされ、患者数は近年増加傾向。
- ・アレルギー疾患には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化に至るものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で**日常生活に多大な影響を及ぼしている**。

◇**アレルギー疾患対策基本法**（平成27年12月施行）

◇**アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針**（平成29年3月告示）

⇒5年ごとに見直し……令和4年3月告示

【千葉県計画】

- ・アレルギー疾患対策基本法 第13条に基づき策定。
- ・計画期間 2019年4月から2024年3月までの5年間

現行計画の概要

第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	アレルギー疾患を有する者・家族に対する アレルギー疾患に関する適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none">・千葉県アレルギー相談センターにおける助言等・アレルギー疾患を有する者・家族等を対象とする研修会開催・乳幼児健診等における保護者への適切な情報提供
	生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none">・大気汚染の防止・森林の適正な整備・受動喫煙の防止・アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実・室内環境におけるアレルゲン対策
第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	医療機関の整備等	<ul style="list-style-type: none">・アレルギー疾患医療拠点病院の整備・アレルギー疾患診療連携体制の整備
	専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none">・医師に対する最新のアレルギー疾患医療に係る情報提供・医療従事者への研修
	医療機関情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ウェブサイト等を通じたアレルギー疾患診療に係る医療機関情報の提供
第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上	アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成	<ul style="list-style-type: none">・保健師、助産師、管理栄養士等を対象とする研修・国等が開催する各種研修会の周知等
	教育・保育施設、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上	<ul style="list-style-type: none">・職員に対する研修機会の確保等・アレルギー疾患対策に係る各種ガイドラインを活用した体制整備の促進・給食施設への情報提供・助言
	教育・保育施設、学校等における緊急時対応の確立	<ul style="list-style-type: none">・アナフィラキシーを起こすおそれのある児童生徒等に関する学校生活管理指導表等の消防機関等との情報共有の推進・拠点病院と連携した、市町村関係課や教員委員会等への 助言支援
	災害時の対応	<ul style="list-style-type: none">・災害時に備えた備蓄等の推進・災害時に備えた啓発の推進
第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進		

主な取組と成果

◇拠点病院の整備

- ・適切な情報提供、調査・分析
- ・講演会、研修会、会議等の実施体制の構築

◇アレルギー疾患地域基幹病院の選定（20か所）

- ・かかりつけ医、基幹病院、拠点病院の間での診療連携体制の構築

◇協議会の開催

- ・取組の進捗確認⇒意見を踏まえた対策の推進
- ・課題の共有、連携強化

◇新たな実施方法

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、WEBによる講演会や会議の実施等新たな方法での実施

目標値の現状

※令和4年度第1回協議会資料より抜粋

項目（抜粋）	策定時 (2018年度)	現状値	傾向 (策定時と現状値の 比較)	目標値
アレルギー疾患を有する者やその家族等を対象とする研修会参加者の理解度	(新規)	94.8%	—	90%以上 (2023年度)
病院・診療所を対象としたアレルギー疾患に関する講習会への参加機関数	(新規)	100医療機関 (2021年度)	—	毎年度 70医療機関以上
「エピペン®」の取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況	78.1% (2016年度)	77.7% (2020年度)	悪化傾向	100% (2023年度)

目標値を達成している項目がある一方、策定時より悪化している項目もある（新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響と考えられる）

アレルギー疾患対策基本指針の改正の概要

事項	項目	内容
第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、 <u>アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。</u>
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。</u> ○ <u>外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。</u>
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、 <u>「歯科医師」「管理栄養士」を明記する。</u> ○ <u>「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。</u> ○ <u>都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。</u>

事項	項目	内容
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	<p>○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「<u>免疫アレルギー疾患研究10か年戦略</u>」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。</p> <p>○長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、<u>患者の視点に立った研究</u>を推進する。</p>
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	<p>○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又は<u>その家族</u>が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。</p> <p>○地方公共団体は、<u>都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等</u>を通じて地域の実情を把握し、<u>都道府県拠点病院等</u>を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。</p>

【方向性】

現在の取組を継続するとともに、
現状や基本指針も踏まえ、取組を充実・強化する。